

名称：「b e r r y m o b i l e」事件

無効審判の審決（請求不成立）の審決取消請求事件

知的財産高等裁判所：平成 21 年（行ケ）10328 号 判決日：平成 22 年 3 月 3 日 第 4 部

判決：審決取消

キーワード：商標法 4 条 1 項 11 号、商標の類似、一体、一連

〔概要〕

被告の商標登録（b e r r y m o b i l e：標準文字）は原告商標（引用商標 1、2）には類似せず（商品は同一または類似）しないとの無効審決に対して、原告が審決の取消しを求めて、被告登録商標が引用商標 1、2 に類似すると判断されて審決が取り消された。

〔引用商標 1〕



〔引用商標 2〕



〔取消事由〕

- ①本件商標が 4 条 1 項 1 1 号に掲げる商標に該当しないとした判断の誤り（取消事由 1）
- ②本件商標が 4 条 1 項 1 5 号に掲げる商標に該当しないとした判断の誤り（取消事由 2）
- ③本件商標が 4 条 1 項 1 0 号に掲げる商標に該当しないとした判断の誤り（取消事由 3）
- ④本件商標が 4 条 1 項 1 9 号に掲げる商標に該当しないとした判断の誤り（取消事由 4）

〔裁判所の判断〕

①原告商標 1 及び 2 は、本件出願前から、モバイル情報端末に係る需要者の間に広く認識されていたものと認められ、我が国においても広く紹介されていた。

②本件商標は、「b e r r y」の文字と「m o b i l e」の文字との間に 1 文字分のスペースを空け横書きして成るものであり、「m o b i l e」は、「携帯電話（機）」を意味する語であって、本件指定役務を指すものであるから、「m o b i l e」の部分のみから出所識別標識としての称呼及び観念が生じない。本件商標からは、その全体に対応した称呼及び観念のほか、「b e r r y」の部分に対応した「ベリー」の称呼及び「果物のベリー」の観念も生じる。

③引用商標 1 及び 2 の各文字部分は、「B l a c k B e r r y」の文字を横書きして成り、「B」の 2 文字がいずれも大文字で表されて、「B l a c k」の部分と「B e r r y」の部分とが連続して記載されているが、別の部分として認識されるほか、「b l a c k」は、「黒」、「黒い」などのじみの深い英単語であり、その直後に果物を意味する「b e r r y」が続く場合、単に色を表す形容詞として認識され、「ベリー」が果実として認識されており、当該各文字部分が「B l a c k」の部分と「B e r r y」の部分とに分離して観察されることは否定することができない。

引用商標 1 及び 2 からは、その文字部分全体に対応した称呼及び当該文字部分全体と図形部分とに対応した観念が生じるだけでなく、「B e r r y」の文字部分に対応した「ベリー」の称呼及び当該文字部分とベリー類の果実を図案化したものと認められる図形部分とに対応した「果物のベリー」の観念も生じるといわざるを得ない。

④本件商標と引用商標 1 及び 2 とは、称呼及び観念において共通するものであるから、本件商標と引用商標 1 及び 2 とがその外観を異にすることを考慮しても、本件商標と引用商標 1 及び 2 とが同一又は類似の役務に使用された場合には、当該役務の出所について混同が生じるおそれがあるから、本件商標は、引用商標 1 及び 2 と類似するものと認めるのが相当である。

〔コメント〕：審決では、本件商標は、「b e r r y」と「m o b i l e」の一連、一体により引用商標 1 及び 2 との識別力が認められていたが、本判決では、一連、一体が否定されている。商標の一連、一体の判断が難しい。